

平成31年度

税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

❖ 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持

① 単一税率の維持

軽減税率(複数税率)制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由により、従来、単一税率制度の維持を強く主張している。低所得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入金したプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措置などによる消費支出の負担軽減策等を検討すべきである。

② 請求書等保存方式の維持

平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能である。

③ 消費税のあり方についての抜本的な見直し

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、免税事業者が適格請求書等を発行できないことに伴い、不当な値下げ要求等により経営状態が圧迫されることのないよう対策を講じなければならない。

❖ 所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフトと基礎的な人的控除のあり方

① 所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフト

基礎的な人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。

② 基礎的な人的控除のあり方

最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費不課税の観点から、基礎的な人的控除については、その額を引き上げた上で、所得控除方式を維持すべきである。その際、課税最低限を構成する基礎控除を逡減・消失させることについては、憲法の要請も踏まえ慎重な検討が必要である。

なお、その他の人的控除項目については、整理合理化を図りつつ、可能な範囲で税額控除化すれば、所得再分配機能が低下していることや高所得者の負担軽減額が大きくなるという問題は相当程度解消することとなる。

❖ 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し

償却資産課税について、(一財)資産評価システム研究センターの「償却資産課税のあり方に関する調査研究―申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について―」(2018年3月)において、現行の賦課期日(1月1日)はそのままとし、申告期限については、現行制度(1月31日)と電子申告(eLTAX)に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にすると方向性が示された。事業者の事務負担軽減、市町村の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずは、これを早期に実現すべきである。

また、当面の課題として、下記の項目についても検討する必要がある。

- 中小企業の設備投資促進と事務負担軽減のため、免税点を現行150万円から倍額程度まで引き上げる。
- 租税特別措置法により費用化が認められる30万円未満の少額資産は、償却資産課税の対象から除外する。

個別要望項目

所得税

- ❶ 寡婦(寡夫)控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目1(2)(3))
- ❷ 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目2)
- ❸ 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。(建議・要望項目3)

中小法人税制

- ❹ 繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。(建議・要望項目4)
- ❺ 中小企業投資促進税制等及び研究開発税制を見直すこと。(建議・要望項目7)

法人税

- ❻ 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目10)
- ❼ 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。(建議・要望項目11)

消費税

- ❽ 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目14)
- ❾ 非課税取引の範囲から、社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を除外し、課税取引として課税標準の計算や仕入税額控除の計算を行うこと。(建議・要望項目15)
- ❿ 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目16)

相続税・贈与税

- ⓫ 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目18)
- ⓬ 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。(建議・要望項目20)

納税環境整備・その他

- ⓭ 個人番号の利便性を向上させた上で、個人事業者番号の導入について検討すること。(建議・要望項目23)
- ⓮ 税務手続の電子化をさらに推進するための課題を分析・検討し、制度及びシステムの両面で環境整備を行うこと。(建議・要望項目24)
 - (1)各税法における電子申告の位置付けの見直し (2)システム面の対応 (3)電子帳簿等保存制度の普及
 - (4)マイナポータルとe-Tax・eLTAXの連携 (5)地方税法におけるシステム障害への対応 (6)税理士の署名押印義務の電子化対応

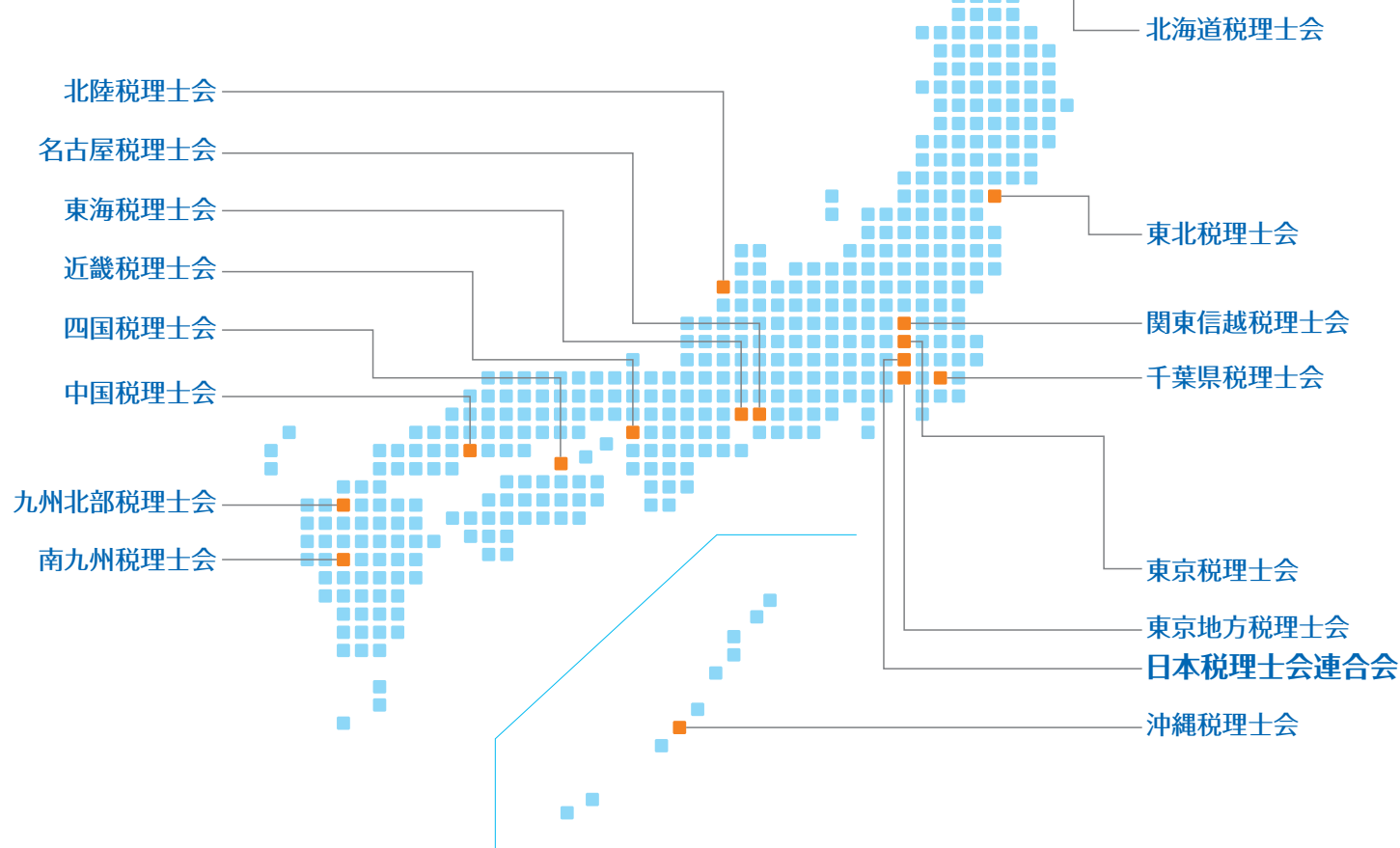
災害対応税制

- ⓯ 災害損失控除を創設すること。(建議・要望項目29)

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体である。

日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約77,000人である。



税理士会連絡先一覧

北海道税理士会	〒064-8639	北海道札幌市中央区北3条西20-2-28	北海道税理士会館3階	TEL. 011-621-7101	http://www.do-zeirishikai.or.jp
東北税理士会	〒984-0051	宮城県仙台市若林区新寺1-7-41		TEL. 022-293-0503	http://www.tohokuzeirishikai.or.jp
関東信越税理士会	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13	OLSビル14階	TEL. 048-643-1661	http://www.kzei.or.jp
千葉県税理士会	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-16-12	税理士会館3階	TEL. 043-243-1201	http://www.chibazei.or.jp
東京税理士会	〒151-8568	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6	東京税理士会館	TEL. 03-3356-4461	http://www.tokyozeirishikai.or.jp
東京地方税理士会	〒220-0022	神奈川県横浜市西区花咲町4-106	税理士会館7階	TEL. 045-243-0511	http://www.tochizei.or.jp
北陸税理士会	〒920-0022	石川県金沢市北安江3-4-6		TEL. 076-223-1841	http://www.hokurikuzei.or.jp
東海税理士会	〒450-0003	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19	住友生命名古屋ビル22階	TEL. 052-581-7508	http://www.tokaizei.or.jp
名古屋税理士会	〒464-0841	愛知県名古屋市中村区覚王山通8-14	税理士会ビル4階	TEL. 052-752-7711	http://www.meizei.or.jp
近畿税理士会	〒540-0012	大阪府大阪市中央区谷町1-5-4		TEL. 06-6941-6886	http://www.kinzei.or.jp
中国税理士会	〒730-0036	広島県広島市中区袋町4-15		TEL. 082-246-0088	http://www.chuzei.or.jp
四国税理士会	〒760-0017	香川県高松市番町2-7-12		TEL. 087-823-2515	http://www.shikoku-zei.or.jp
九州北部税理士会	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21	九州北部税理士会館3階	TEL. 092-473-8761	http://www.kyuhokuzei.or.jp
南九州税理士会	〒862-0971	熊本県熊本市中央区大江5-17-5		TEL. 096-372-1151	http://www.mkzei.or.jp
沖縄税理士会	〒901-0152	沖縄県那覇市小祿1831-1	沖縄産業支援センター7階	TEL. 098-859-6225	http://www.okizei.or.jp
日本税理士会連合会	〒141-0032	東京都品川区大崎1-11-8	日本税理士会館8階	TEL. 03-5435-0931	http://www.nichizeiren.or.jp

税制改正に関する 建議書の概要

● 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

● 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する 基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- ❖特に強く主張したい3項目の「本建議書における重要建議項目」
 - ❖中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - ❖全国15の税理士会及び当連合会の555項目の税制改正意見から31項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、3つの重要建議項目のほか、31の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える15項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

所得税

- ▶基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化の検討
- ▶多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討
- ▶公的年金等所得について新たな独立した所得区分の創設

中小法人税制

- ▶小規模企業等税制の検討の際、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにすること
- ▶資本金基準と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

法人税

- ▶確定決算主義の維持と財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
- ▶租税特別措置の整理

消費税

- ▶単一税率制度と請求書等保存方式の維持
- ▶基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告不要制度の創設
- ▶非課税取引の範囲の縮小

相続税・贈与税

- ▶世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討
- ▶事業承継税制における資産管理会社の判定基準の見直し
- ▶民法(相続)改正に伴う税制のあり方(配偶者居住権、特別寄与料)

地方税

- ▶税源の偏在性が少ない地方税制の構築
- ▶中小法人への外形標準課税の不適用
- ▶個人事業税の対象事業及び税率の見直し

納税環境整備・その他

- ▶納税者憲章の制定、税務調査の事前通知事項の一部書面化
- ▶電子申告義務化の是非を検討する前段階としての中小法人のICT化促進
- ▶申告書等閲覧サービスにおけるコピーの交付等の手続緩和
- ▶成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大)

国際税制

- ▶租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止
- ▶タックス・プランニングの「義務的開示制度」等新制度導入時の効果の検証と事務負担への配慮

災害対応税制

- ▶地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成